

## 指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和4年度		
施設名	秋田県総合生活文化会館(アトリオン)	設置年	平成 1 年
所在地	秋田市中通二丁目3番8号		
指定管理者	厚生ビル管理株式会社		
県所管課	文化振興	課	調整・文化施設活用 チーム

### 1 施設の概要

設置目的	文化の発展を図るため、芸術文化に関する鑑賞機会や活動の場を提供する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における、当該施設の位置付け・目標					
	文化の発展を図るため、芸術文化に関する鑑賞機会や活動の場を提供する。					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として、当該施設に求められているもの					
	質の高い音楽公演の開催、文化芸術に関する人材の育成、音楽に親しむ機会の創出等に取り組む。					
施設の面積	延床面積13,375.15㎡（県部分）					
主な設置施設	音楽ホール、練習室、音楽研修室、美術展示ホール、研修室、多目的ホール、イベント広場					
指定管理業務の内容	料金制	有 <input checked="" type="checkbox"/> 利用料金併用制 ・ 完全利用料金制 無（指定管理料制）				
	料金設定	別紙のとおり				
	サウンディング実施対象施設※	×	←○、×を記入			
	指定期間	R3.4.1	～	R8.3.31		
	営業期間・時間	別紙のとおり				
	①管理運営業務 ②施設・設備の維持管理業務 ③施設等使用許可業務 ④貸館関連業務 ⑤文化振興業務					
自主事業の内容	①アウトリーチ型事業として、県内学校における訪問演奏会「アトリオンがやってきた！」を平成25年から継続（R4：7校9公演） ②人材育成事業として、アトリオン少年少女合唱団を運営し、通年練習のほか、「赤れんが館コンサート」（10月）、「オータムコンサート」（11月）を開催。また、「徳永英明コンサート」（9月）に出演し合唱を披露 ③普及啓発型事業として、「山形交響楽団能代公演」（9月）のCM制作、「国際音楽交歓コンサート」（10月）などの企画公演を受託 ④プレイガイド事業として、報道機関等が開催した「春の院展秋田展」、「反田恭平2022秋田ツアー」などのチケットを受託販売					
直近3年の年間利用者数	R2	83,330人	R3	178,600人	R4	163,281人
直近3年の年間料金収入	R2	29,401千円	R3	36,129千円	R4	31,104千円
直近5年の収支決算（単位：千円）	H30	R元	R2	R3	R4	
収入計	104,892	83,571	75,772	78,509	74,403	
利用料収入	43,308	37,258	29,401	36,129	31,104	
指定管理料	34,377	34,377	42,124	35,099	35,099	
その他収入	27,207	11,936	4,247	7,281	8,200	
支出計	106,738	85,952	69,214	70,118	73,290	
人件費	41,450	39,967	37,559	37,361	40,569	
人件費以外	65,288	45,985	31,655	32,757	32,721	
差引	▲1,846	▲2,381	6,558	8,391	1,113	

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の2～3年前にサウンディング（官民対話）を実施する。

## 2 観点ごとの評価

### (観点Ⅰ) 施設の設置目的(施設の目指す姿)の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

—
---

(1)ーア 目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和4年度の目標	利用者数 222,000人
----------	---------------

(1)ーイ 指定管理者による実績報告

直近3年の実績	年度	R元年度	R2年度	R3年度
	目標	256,000	222,000	189,200
実績	220,083	83,330	178,600	
達成率	86.0%	37.5%	94.4%	
令和4年度の実績	実績	163,281	達成率	73.6%
	具体的な取組とその効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数は、前年度比でも91.4%と減少しているが、音楽施設については、音楽ホールが天井耐震化工事により12月から使用できない中、11月までに集客力のある公演を計画的に開催したこと等により、利用者数が前年度より増加した(前年度比115.4%)。</li> <li>・一方、文化施設については、コロナ禍の影響等により大型企画展の開催が少なかったため、利用者数が減少したと考えられる(前年度比84.7%)。</li> </ul>		
令和5年度の目標(設定根拠)	目標	利用者数 222,000人		
	設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響が小さかった令和元年度の実績を基準に設定した(内訳:文化施設150,000人、音楽施設72,000人)。</li> <li>・令和5年度は、音楽ホールの休館(～R5.6月)の影響があるものの、集客力のある音楽公演の開催や美術展示ホールの利用促進等により目標達成を目指す。</li> </ul>		

### (観点Ⅰ(1))の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	C	音楽施設については、音楽ホールの休館が無ければより利用者数を伸ばすことができたと考えられるが、文化施設の利用者数の減少が大きかったため、全体としてはC評価となった。
県(所管課)	C	コロナ禍や音楽ホールの長期休館の影響等により、C評価となったが、特に、文化施設の利用者数が大きく減少していることから、回復に努める必要がある。	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

(2)ーア 目標の設定（毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標）

令和4年度の目標	利用料金収入 31,000千円
----------	-----------------

(2)ーイ 指定管理者による実績報告

直近3年の実績	年度	R元年度（千円）	R2年度（千円）	R3年度（千円）
	目標	39,200	36,100	33,000
	実績	37,258	29,401	36,129
	達成率	95.0%	81.4%	109.5%
令和4年度の実績	実績	31,104	達成率	100.3%
	具体的な取組とその効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽施設については、音楽ホールの休館（R4.12月～R5.6月）を見据え、計画的に音楽公演などを開催し、利用料金収入の確保に努めたが、前年度比93.5%にとどまった。</li> <li>・文化施設については、コロナ禍の影響等により大型企画展が少なかったため、利用料金収入は前年度比82.0%と大きく減少した。</li> <li>・収入状況の経過は、両施設とも、令和5年1月までは前年度を上回る収入があったが、その後の2か月で前年度比86.1%まで減少しており、音楽ホールの休館と大型企画展の減少が影響したものと考えている。</li> </ul>		
令和5年度の目標（設定根拠）	目標	年間利用料金収入 34,300千円		
	設定根拠	令和5年度は、音楽ホールの改修後に、多くの音楽公演などを企画しているほか、文化施設でも大型企画展が予定されていることから、前年度より330万円増の3,430万円を設定した。		

### （観点I（2））の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	音楽ホールの長期休館や企画展の減少の影響があったものの、計画的に音楽公演を開催するなどして、利用料金収入を確保し、目標を達成した。
	県（所管課）	A	目標を達成したことは評価できるが、文化施設については、利用料金収入が前年度比82.0%となっており、今後の利用促進に努める必要がある。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A：目標達成（数値目標の場合は100%以上）

B：A及びC以外

C：目標達成に向けて改善が必要（数値目標の場合は80%未満）

## （観点Ⅱ）施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

### 【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度の状況 (直近3年)	R元年度		R2年度	R3年度
	92.8%		91.3%	85.1%
令和4年度の実績	実績	87.1%		
	具体的な取組とその効果	上質な音楽公演を求める利用者の声に応え、ショパン国際ピアノコンクール第4位のピアニストの公演を開催するなどし、満足度の向上に努めた。また、公演の電話予約サービスは、特にスマートフォンなどの操作に不慣れな高齢者から好評を得ている。		

## （観点Ⅱ）の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
		指定管理者	A
	県 (所管課)	A	アンケートを活用し、利用者ニーズに対応することで、高い満足度を維持していることは評価できる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：満足度80%以上 B：A及びC以外 C：満足度60%未満

## （観点Ⅲ）効率性の向上等に関する取組

### （1）経費の低減

#### 【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	経費の低減実績	事務費と管理費は減少したが、人件費と音楽事業費が増加したため、経費全体では、前年度比104.5%となった。
	具体的な取組とその効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務費については、事務用品や消耗品に係る経費等の削減に努めることで、前年度比75.5%となった。</li> <li>・管理費については、音楽ホールの休館による舞台操作委託費の減少等により、前年度比83.4%となった。</li> <li>・音楽事業費については、集客力のある著名な音楽家を招へいたことで公演料が増加したため、前年度比138.1%となった。</li> </ul>

### （2）収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

#### 【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	収入の増加実績	特に文化施設の利用料金収入の減少が大きかったため、収入全体では、前年度比94.8%となった。
	具体的な取組とその効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設については、大型企画展の開催が少なかったため、利用料金収入が前年度比82.0%となった。</li> <li>・一方で、著名な音楽家等による13件（前年度比2件増）の県主催音楽公演を開催したことで、入場者数が前年度比141.3%となり、これに伴い入場料収入が前年度比195.9%となった。</li> </ul>

### (観点Ⅲ) の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	・事務費等の削減に取り組んだが、経費は前年度比で4.5%増加した。 ・集客力のある音楽公演の開催に努めたが、収入は前年度比で5.2%減少した。
	県 (所管課)	B	B評価となったが、集客力のある音楽公演を実施するなど収入の確保に努めており、引き続き効果的な取組を継続してほしい。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上改善

B：A、C以外

C：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上悪化

### (観点Ⅳ) 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

#### 【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和4年度 の実績	<p>○人員配置 音楽ホールの舞台音響や照明操作に有資格者を配置するなど、施設の管理運営に必要な人員を配置しており、サービスの提供に支障は生じていない。</p> <p>○職員の資質向上 全国公文協研究大会等に職員を出席させ、その内容を他の職員にフィードバックし、情報共有とレベルの向上を図っている。また、月に1回、部内検討会を開催し、業務の問題点と対応策を協議し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めた。</p> <p>○施設・設備の管理 音楽公演等に使用される楽器、舞台装置等を適切に保守・管理し、良好な利用環境の整備に努めた。</p> <p>○危機管理等 火災・地震発生時の対応やテロ対策のマニュアルを整備し、緊急連絡網を構築している。また、春と秋の消防・防災訓練に職員が参加し、防災意識を高めた。</p> <p>○自主事業の実施 アウトリーチ型事業として訪問演奏会「アトリオンがやってきた！」を実施したほか、人材育成事業として「アトリオン少年少女合唱団」を運営するなど、県民に音楽鑑賞や文化的活動の機会を積極的に提供した。</p>
--------------	--

### (観点Ⅳ) の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	指定管理者として、音楽施設、文化施設とも適正に管理運営している。
	県 (所管課)	B	音楽施設、文化施設とも適正に管理運営されているほか、文化振興に資する自主事業を積極的に実施しており、評価できる。

【評価基準】 A：順調（改善点なし）、B：概ね順調（重大な問題点なし）、C：改善が必要（重大な問題点あり）

県（所管課）の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

## 【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況 (施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等) 音楽ホールを中核に、各施設を効果的に活用し、県民に良質な音楽鑑賞や文化活動の機会を提供している。
○施設運営の課題 設置から34年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。
○今後の方向性 (県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等) 計画的な修繕により施設の機能や魅力を維持しながら、県内唯一の音楽専用ホールなど施設の特性を生かした企画を実施することで、利用者ニーズに対応していく。 また、「あきた芸術劇場」や「秋田県立美術館」などの周辺施設と効果的に連携しながら、文化振興に寄与していく。

## 【外部有識者委員会による評価（提言）】

※外部有識者委員会の評価対象となる約20施設について記載

評価（提言）
○施設の管理運営状況について (（観点Ⅰ）～（観点Ⅳ）に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

## 【外部有識者委員会による評価（提言）を踏まえた今後の対応方針】

今後の対応方針
指定管理者 (施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課 (県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

(別紙)

○料金設定

1 施設使用料

(1) 音楽ホール、練習室及び音楽研修室

区分			使用料の額				
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき	
音楽ホール	入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合	平日	25,170円	33,560円	58,730円	9,860円	
		土曜日・日曜日・休日	33,870円	45,160円	79,030円	13,250円	
	入場料一人当たりの最高額が1,501円以上の場合	平日	42,450円	56,600円	99,050円	16,970円	
		土曜日・日曜日・休日	59,850円	79,800円	139,650円	24,070円	
第一練習室	公演、音楽発表会その他練習以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合	平日	4,800円	6,400円	11,200円	1,800円
		土曜日・日曜日・休日	5,580円	7,440円	13,020円	2,120円	
		入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合	平日	8,850円	11,800円	20,650円	3,390円
			土曜日・日曜日・休日	10,500円	14,000円	24,500円	4,030円
	練習に使用する場合	1時間につき 590円					
第二練習室	1時間につき 420円						
第三練習室	1時間につき 300円						
音楽研修室	1時間につき 1,060円						

備考

- 一 音楽ホール若しくは第一練習室の使用において午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるとき又は第二練習室、第三練習室若しくは音楽研修室の使用において使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、音楽ホール又は第一練習室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 四 使用者が入場料を徴収しない場合又は1,500円以下の入場料を徴収する場合で、営業その他これに類する目的をもって音楽ホール又は第一練習室を使用するときは、入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合の使用料を徴収する。
- 五 音楽ホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合の額に0.5を乗じて得た額とする。
- 六 前号の規定にかかわらず、音楽ホールをパイプオルガンの練習のために使用するときは、使用料は、徴収しない。

(2) 美術展示ホール

区分		使用の単位	使用料の額
第一展示室	全室	1日につき	19,090円
	A		14,420円
	B		5,940円
第二展示室			13,040円
第一展示室及び第二展示室			29,790円
第三展示室	全区画		13,260円
	4分の3区画		9,950円
	4分の2区画		6,630円
	4分の1区画		3,320円

備考 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(3) 研修室

区分	使用料の額			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全区画	18,330円	24,440円	42,770円	6,110円
4分の3区画	13,750円	18,330円	32,080円	4,590円
4分の2区画	9,170円	12,220円	21,390円	3,060円
4分の1区画	4,590円	6,110円	10,700円	1,530円

備考

- 一 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義とするかを問わず、研修室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。



#### (4) 多目的ホール

区分		使用料の額			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全ホール	平日	18,510円	24,680円	43,190円	6,170円
	土曜日・日曜日・休日	21,630円	28,840円	50,470円	7,210円
ホールA	平日	9,260円	12,340円	21,600円	3,090円
	土曜日・日曜日・休日	10,820円	14,420円	25,240円	3,610円
ホールB	平日	4,630円	6,170円	10,800円	1,550円
	土曜日・日曜日・休日	5,410円	7,210円	12,620円	1,810円
ホールC	平日	4,630円	6,170円	10,800円	1,550円
	土曜日・日曜日・休日	5,410円	7,210円	12,620円	1,810円

#### 備考

- 一 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 三 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

#### (5) イベント広場

区分		使用料の額			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全区画	平日	14,490円	19,320円	33,810円	4,830円
	土曜日・日曜日・休日	17,400円	23,200円	40,600円	5,800円
2分の1区画	平日	7,250円	9,660円	16,910円	2,420円
	土曜日・日曜日・休日	8,700円	11,600円	20,300円	2,900円

#### 備考

- 一 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 三 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

## 2 設備使用料

### (1) 音楽ホール及び練習室

区分		使用の単位	使用料の額	
音楽ホール	楽器	パイプオルガン	23,750円	
		グランドピアノ(フルコンサート用・外国製)	11,730円	
		グランドピアノ(フルコンサート用・日本製)	5,870円	
	音響設備		一式一回につき	2,440円
	照明設備		一式一回につき	4,770円
	舞台設備	所作台	一式一回につき	5,340円
		平台	一式一回につき	2,410円
		松羽目	一式一回につき	1,150円
		竹羽目	一式一回につき	1,680円
		金びょうぶ	一双一回につき	1,150円
	一文字幕	一枚一回につき	1,150円	
第一練習室	音響設備		一式一回につき	1,170円
	照明設備	サスペンションライト	一式一回につき	1,170円
	舞台設備	可動ステージ	一式一回につき	2,410円
第三練習室	楽器	ポジティブオルガン	一台一回につき	840円
音楽ホール・第一練習室共通	楽器	チェンバロ	一台一回につき	5,870円

### (2) 美術展示ホール、研修室、多目的ホール及びイベント広場

区分	使用の単位	使用料の額
拡声装置	一式一回につき	1,170円
ビデオテープレコーダー		590円
のぞきケース		590円
四面ガラスケース		590円
プロジェクター		560円

## ○営業期間・時間

### (1) 使用時間

施設	使用時間
音楽ホール	午前9時から午後10時まで
練習室	
音楽研修室	
多目的ホール	
イベント広場	
美術展示ホール	午前9時から午後8時まで
研修室	午前9時から午後9時まで

### (2) 休業日

施設	休業日
音楽ホール	<p>一 水曜日(休日(国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。以下この表において同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)</p> <p>二 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日</p>
練習室	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
音楽研修室	
美術展示ホール	
研修室	
多目的ホール	1月1日
イベント広場	